

三郷町イメージキャラクター「たつたひめ」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規定は、三郷町イメージキャラクター「たつたひめ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、町長（以下「管理者」という。）が必要な事項を定めるものとする。

(使用申込)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ三郷町イメージキャラクター「たつたひめ」着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

なお、申し込みの受付は、使用する日の3ヶ月前より先着順にて行うものとする。

(使用承諾基準)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、使用目的等を審査し、適當と認めた場合は、三郷町イメージキャラクター「たつたひめ」着ぐるみの使用を承諾するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 「たつたひめ」のイメージを損なう恐れのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業または政党を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(使用承諾の通知)

第4条 管理者は、前条において着ぐるみの使用を承諾する場合は、使用者に対し、三郷町イメージキャラクター「たつたひめ」着ぐるみ使用承諾書（様式第2号）の通知を行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の注意事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 使用承諾書の貸出条件を厳守すること。
- (3) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (4) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、そ

の使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならぬ。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対し、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。